

# 戦後の家庭教育政策論議の変遷と「親学」

—青少年健全育成・少子化対策との関係を中心に—

高橋 史 朗

「親学」は筆者が考え出したものではなく、時代と社会の変化の中で、国レベルでその必要性について論議されてきたことを本論文で検証したい。「親学」の発想につながる議論の原点は、臨時教育審議会であり、昭和62年8月に発表された最終答申において、次のように指摘している。

「家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに……乳幼児期における親子の絆の形成や社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせることなど、家庭の教育力の回復を図る必要がある。このため、親となるための学習の充実、家庭科の見直し……などにより、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てるための環境をつくる。」

## 1. 青少年健全育成と「親学」

この「親となるための学習」というのは、主に中高生の保育体験や家庭科を通しての親になるための準備教育を意味していたが、親学のもう一つの柱である「親としての学習」という文言を追加したのは、次代を担う青少年について考える有識者会議<sup>(1)</sup>（平成10年4月）で、「母子保健の機会を利用した『親としての学習』『親になるための学習』機会の充実」が必要であるとした。

同会議はまず子どもの現状の問題点として、①罪悪感の欠如と被害者意識②他律性③「感情を言語化し、表現する力」が弱まっている（他人とのコミュニケーションが不得手）、家庭の問題点として、①希薄な関係②親の規範意識の欠如（例えば、親が「何でこんなことで補導されないといけないのか」と少年補導職員に詰め寄ることもある）③親自身に自信がない、の各三点を挙げている。

次に、「基本的認識」として、「今の大人社会の利便性、効果率を犠牲にすることに後ろ向きであってはならない」として、次のように指摘している。

「“地獄への道は『善意』で敷き詰められている。”

子どもたちの間違いを『教育的配慮』という優しさから、あいまいに処理することにより、問題を放置し、取り返しのつかないレベルまで増幅させていることはないだろうか。“まあまあ”で済ませてしまうのは、その時は楽である。子どものことを思い、“悪いことは悪い”ということをはっきりさせ、真剣に『叱り』、厳しく『罰し』、子どもに『課題を突きつける』態度が、大人に、さらに社会に求められる。また、子どもにも、悪いことは悪いと自覚させるため、法律によって厳しく処分することも視野に入れる必要があろう。」

さらに、「具体的対策の基本的方向」として、次のように述べている。

「幼児期の重要性＝『親』の支援システム

“三つ子の魂百まで”……“人を育むのはまず家庭”ということを再確認したい。“親は第一の教師”であるという観点から……『親』を支援するシステムづくりが必要である。その際、最も重要な視点は、「親」としての成長を促し、母性、父性を豊かに育むものとするところである。親や親となる者に対する“親としての学習”機会、“親になるための学習”機会の充実が必要であり……幼稚園や保育所においては、子育て支援事業の充実、両者の連携の一層の推進を図る必要がある。……中高生が幼稚園、保育所等において保育活動を手伝うことや乳幼児健診等の場で乳幼児と触れ合うことを通じて、命の大切さ、将来の子育ての楽しさを実感するようにすることも重要である。」

ここで注目されるのは、親自身に問題があることを明確にし、誤った児童尊重主義の風潮を厳しく批判した上で、「三つ子の魂百まで」「親は第一の教師」「親としての成長を促し、母性、父性を豊かに育む」という「親学」の基本認識につながる視点が明示されており、このような“親としての学習”のみならず、中高生が幼稚園、保育所等で乳幼児と触れ合うことを通じて、“親になるための学習”について具体的に言及していることである。

## 2. 中教審答申の変遷

一方、文科相の諮問機関である中央教育審議会は、昭和41年の答申で「家庭を教育の場とすること」、同46年の答申で「家庭教育に期待すべきもの」として、「基本的な生活習慣と行動の節度を学ばせることによって自制心をつちかうこと」などを強調している。親になるための準備教育の必要性について指摘したのは、前述したように臨教審答申であるが、親に対する学習機会の必要性を初めて強調したのは、昭和56年の「生涯教育について」の中教審答申で、次のように指摘している。

「家庭教育にかかる行政の任務としては、……親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を一層図るとともに、家庭教育に関する学習情報の提供や……種々の施策を通じて家庭の子供に対する教育を援助し、これを励ましていくことが大切である。」

また、平成3年の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、次のように述べている。「最近の学校では、本来家庭が受け持つべき基本的な生活習慣の指導から着手しなければならない場合も多くなっている。つまり、学校教育が抱える諸問題のうちには、学校や教師が対応できる範囲を超えている問題もあるのである。家庭がこれらの問題を改めて考え直し、その役割と責任を果たしていくことが不可欠であると考え。」

さらに、平成8年の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「これからの家庭教育の在り方」として、次のように訴えている。「子供の教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、子供の教育に対する責任を自覚し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直していく必要があることを訴えたい。親は、子供の教育を学校だけに任せるのではなく、これからの社会を生きる子供にとって何が重要でどのような資質や能力を身に付けていけばよいのかについて深く考えていただきたい。」

このように述べた上で、「家庭教育に関する学習機会の充実」「父親の家庭教育参加の支援促進」「家庭や地域社会が積極的に役割を担っていくことを促していくことが必要」「日常生活圏の中での子育て支援のネットワークづくりの推進」などの充実方策を示している。そして、平成10年の答申で、家庭教育の充実への支援等について具体的に提言し、

「全ての親に対する子育ての講座など、家庭教育支援のための機能の充実」「教育委員会においては、地域社会が一体となって家庭教育を支援する体制を整備していくことが必要である」と述べ、子育て支援の体制整備が教育委員会の任務であることを明確にした。

### 3. 「青少年対策」から「青少年政策」への転換

これまで青少年育成にかかわる各種の施策については、中央教育審議会、生涯学習審議会、中央児童福祉審議会を始めとする関係審議会、関係省庁等において具体的、専門的観点から検討が行われ、随時実行されてきたが、近年の青少年の問題行動の深刻化を受けて、中長期的観点から根本的、総合的に見直し、「青少年をめぐる問題は大人自身の在り方が問われている問題であるという観点」に立って、「大人に対する提言」を意図して取りまとめられた<sup>(2)</sup>のが、平成11年7月に発表された政府の青少年問題審議会答申「『戦後』を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—」で、次のように「親の意識改革」の必要性を強調している。

「子どもの人格形成の基礎は、家庭にある。特に、乳幼児期における親の姿勢、しつけが根本的に重要である。親は、子どもの基本的な人格形成については、学校や保育サービス等に安易に依存せず、自らに責任があることをはっきり自覚し、基本的な倫理観や生活態度、社会規範を子どもに伝達していく責務を社会に対して負っていることを強く認識すべきである<sup>(3)</sup>。」

後述する少子化対策の見直し論議で指摘されている量的な保育サービスの拡充策に過度に依存することの問題点が、傍点部分のように述べられていることは注目し値する。このような「親の意識改革」の必要性が強調されるようになった背景には、青少年を育成保護施策の対象として客観的に捉えてきた従来の「青少年対策」から、青少年の「自己実現」を支援する「青少年政策」への転換、1990年代以降、国連を始めとする国際機関において提唱されるようになった「人間開発」(Human Development)という考え方がある<sup>(4)</sup>。

まず親の「人間開発」が必要不可欠であり、親の人間の成長を促すことによって、青少年の「自己実現」を支援することが可能になるといえる。そこで、同答申は、まず「青少年をめぐる問題に関する基本認識<sup>(5)</sup>」の(1)青少年の非行等問題行動に関する現状認識として、①社会の基本的ルールを遵守しようとする意識が希薄になっている。②自己中心的で善悪の判断に基いて自分の欲望や衝動を抑えることができない。③言葉を通じて問題を解決する能力が十分でない。④自分自身に価値を見出し、自尊の感情を持つことができない、という四つの問題点があると指摘している。

また、(2)現代社会の一般的風潮に関する問題点<sup>(6)</sup>として、①人として最低限守らなければならない基本的ルールがあることの認識が希薄になり、おろそかにされている。②特定の価値を自分の都合のいいように解釈して、一方的に主張する傾向がみられる。③ある特定の価値に固執することによって、諸価値相互のバランスが崩れている。④子どもが多様な人間関係を通じて自尊の感情や社会性、人との付き合い方を習得する機会が減少している、の四点が列挙されている。

なお、③の具体例としては、「人権」と「公共の福祉」の関係でいえば、戦前への反省から人権の重要性が強調されてきたが、「人権」を主張する中で、社会全体の利益を省み

ない行動が見られ、同様に、「権利」と「責任」の関係では、権利の行使に責任が伴うことが軽んじられがちである、などの傾向が顕著に見られる。

さらに、(3) 基本的な問題認識<sup>(7)</sup>として、①子どもに対する基本的なしつけがおろそかになっている。青少年の自由や権利を守るという観点ばかりが強調され、その行き過ぎに対しても、大人が自信をもって否定できない。また、大人が衝突や軋轢を回避しようとして、様々な行き過ぎにも許容的になり断固とした態度をとらないため、子どもにとって偏った考え方を生活体験の中で修正する重要な機会が失われている。②子どもたちが幼いころから多様な人間関係を経験する機会が少なくなっている。青少年の人間関係が希薄なものになり、このことが、多様な考え方を受容できず、自らの考え方を理解してもらおうと努力しない独善的な孤立主義に陥る傾向につながっている、の二点を指摘している。

このような基本認識に立脚して、「基本的な考え方<sup>(8)</sup>」の(1)対応の視点として、「戦後50年余を経た社会の在り方を国民全体の問題として問い直していく必要がある」「国民一人一人の意識改革に向け働きか掛けるとともに、親の子育てを支援し、青少年を非行等問題行動から守り、育成していくための社会環境をつくっていくことが必要である」と指摘し、(2)社会全体の意識改革として、①個人の規範意識の確立②親の意識改革③青少年育成に関する社会の責務、の三つの課題を挙げ、②については、以下のような「具体的提言」を行っているが、「親学」はこの新たな「青少年政策」と「親の意識改革」の中核的な役割を果たすものといえる。

「若い親やこれから親になろうとする人たちに対し、子どもの精神的、身体的発達について指導するような教室を設ける……小学校の教室等を積極的に活用し、小学校区に少なくとも一ヶ所は、乳幼児をもつ親が子どもとともに自由に集まり、子育ての体験や悩み等を交換できる『親子交流センター』ともいうべき場を設ける<sup>(9)</sup>。」

#### 4. 少子化対策と「親学」

この答申の問題意識を受け継いだ首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」は平成12年12月に「教育を変える17の提案」と題する報告を発表し、以下のように指摘した。

「教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である。……あらゆる教育は「模倣」から始まる。……親が人生最初の教師であることを自覚すべきである。……国及び地方公共団体は……すべての親に対する子育ての講座……など、家庭教育支援のための機能を充実する。」

続いて平成13年に社会教育法の一部が改正され、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」が教育委員会の事務として規定され、平成15年の中央教育審議会答申では「教育行政の役割としては、家庭における教育を支援するための諸施策や、国・地方公共団体と企業等が連携・協力して子どもを産み育てやすい社会環境づくりを進めていくことなどにより、家庭における教育の充実を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当である。」と明記された。改正教育基本法第10条(家庭教育)の条文が新たに規定されるに至った背景には、このような中教審における審議の歴史的変遷があったわけである。そして、家庭教育に関する支援の方策を具体的に推進することが

教育委員会の急務な課題となったのである。

ところで、少子化対策の視点から見ると、平成11年12月に、少子化対策推進閣僚会議が「少子化対策推進基本方針」を決定し、その5年前に策定された「エンゼルプラン」と保育所の量的拡大や多様な保育サービスの拡充等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」を見直す「新エンゼルプラン」を策定した。

そして、平成14年9月に厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を「子どもの社会性の向上や自立の促進」などの観点から策定し、従来の保育対策中心の在り方を見直し、社会全体が丸となって子育て家庭を支援するなどの総合的な取り組みを進めることにした。少子化を克服するためには、子育て機能の再構築・強化が重要課題であり、男女平等を最優先にした議論ではなく、子どもの成長、発達の保障を第一義的に考慮し、親に子育ての時間を与えて家庭教育の質を向上させるという課題を考慮しながら、保育政策を考える必要がある<sup>(10)</sup>。

同15年7月には「少子化社会対策基本法」、同16年6月には「少子化社会対策大綱」が制定され、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを産み育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換を喫緊の課題とした。前述した「人間開発」や青少年の「自己実現」の支援、「保育サービス等に安易に依存せず」といった青少年問題審議会の問題意識が政府・厚生労働省の少子化対策に序々に浸透していったことは極めて注目される。

「親になるための学習」「親としての学習」という「親学」の明確な視点を受け継いだのが、中央教育審議会が平成16年3月に発表した生涯学習分科会の審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」で、「家庭教育への支援」として次のように指摘している。

「家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学び合って、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。」

一方、政府の「経済財政諮問会議」は、平成13年6月に、「子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活発化など子育て支援策を推進する」ことを明らかにし、平成19年6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」（正式な名称は「経済財政改革の基本方針2007」）には、「親の学びと家庭教育支援」が盛り込まれた。

## 5. 教育再生会議と「家族・地域の絆再生」

そして、政府の「教育再生会議」が平成19年1月に発表した第一次報告には、「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子どもを持つ保護者に、親として必要な『親学』を学ぶ機会を提供する」と明記された。

また、同第二次報告は「親の学びと子育てを応援する社会へ」と題する提言において、「子供の健診等保護者の多く集まる機会を活用した親の学び……を拡充する」「国は、脳科学や社会科学などの科学的知見と教育に関する調査研究などを推進し、そこで得られた知見の積極的な普及啓発を図り、今後の子育て支援に活用する<sup>(11)</sup>」と述べ、「子育てにかかわる科学的知見の例<sup>(12)</sup>」を4頁にわたって示している。

さらに、同第三次報告は「乳幼児を持つ若い親やこれから親になろうとする人の『親の

学び』を支援し、推進する」ために、①幼稚園、保育所等の日常的な保護者の交流の場の提供②「おやじの会」「良い子を育てる親の会」「祖父母の会」などの組織化の推進等の具体的提言<sup>(43)</sup>を行っている。

昨年11月に内閣府が刊行した『少子化社会白書』（平成19年版）にも、「家庭教育に関する学習機会や情報の提供」「親育ちの子育て支援」という項目が立てられ、新たな少子化対策として「親学」の視点が導入されたことは画期的なことといえる。

一昨年6月に政府・与党の合意を得て少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策」は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、①社会全体の意識改革②子どもと家族を大切にするという視点からの施策の拡充という二点を重視し、「家族・地域の絆を再生」する国民運動の推進を特に強調している。

この「家族・地域の絆再生」をテーマとする政務官会議プロジェクトチーム（あったかハッピープロジェクト<sup>(44)</sup>）が同年5月に発表した中間とりまとめは、「基本的な考え方」として、次のように指摘している。

「生命を継承していくことの大切さへの意識が希薄化し、『結婚しない』あるいは『結婚しても子どもは持たない』方が、経済的、時間的な制約に縛られることがより少ないという考え方を背景に、非婚化、晩婚化、少子化が進んでいる……このような状況に対応して、政府としても、経済的な支援、職業と生活との両立支援などを進めてきたが、これらの施策はいわば対処療法ではあっても……長期的な観点から抜本的に少子化の流れを変えるものとしては不十分である……経済優先・個人優先の価値観とは異なる新しい価値観に基づき、『結婚して子どもを産み育てることが当たり前と皆が自然に考える社会』を実現することが必要である。」

そのような社会を実現するためには、「家族と地域の絆を再生」し、「家庭の重要性（幼い段階から親や身近な者との愛着形成が極めて重要であること等）を確認し、そのために必要な最新の科学的知見を共有するとともに、国民運動として展開する施策の実施について国民に発信」する必要があるとしている。これらの問題意識は政府の「新しい少子化対策」や「教育再生会議」の第一次・第二次・第三次報告に確実に受け継がれている。

そして、昨年2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、6月には各分科会における「議論の整理」及びこれらを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的な考え方」についての「中間報告」がとりまとめられた。

筆者は同会議の「地域・家族の再生分科会」の委員として、「子どもの育ち（発達）を保障する観点からは、量的な保育サービスの充実が、保育の質の劣化を招くことのないよう配慮が必要である」「親の子育ての負担の軽減という観点のみならず、親の役割の肩代わりではなく、親が自ら学び育つ」という「親学」の視点を少子化対策に導入する必要性があると主張し、同分科会の「議論の整理」に盛り込まれた。

少子化の根因の一つは結婚して子どもを産み育てたいと思う女性が減っていることにあるのに、少子化対策は出産した女性に対しての量的な保育サービスの充実という外発的な動機付けに主眼が割かれ、子育ての意義や喜びを実感し、結婚して子どもを産み育てたいと思う内発的な動機付けを充実させる視点が欠けていた。「親学」の推進はその内発的な動機付けに資する重要な施策であり、「労働省としての親」の就労支援に偏っていた従来

の少子化対策を見直し、「教育者としての親」支援とのバランスをとる必要がある。

## 6. 家庭教育（支援）の全国調査と国際比較調査

独立行政法人国立女性教育会館は、現代日本の家庭教育の特色や課題を明らかにするため、平成16・17年度に「家庭教育に関する国際比較調査」を行い、日本の親は子どもの躰に甘く、子どもの自立が低いことが明らかになった。また、日本の父親は平日子どもと過ごす時間が短く、約4割の父親は「子どもと接する時間が短い」と悩んでおり、タイ・アメリカ・フランス・スウェーデンに比べて、日本では親になる前に子どもの世話をする経験が少ない実態が浮き彫りになった。

ちなみに、川村学園女子大学子ども調査研究チームが平成16年に1都9県で実施した「子どもたちの体験活動等に関する調査研究」によれば、「生まれたばかりの赤ちゃんを見たことがない」は50%、「赤ちゃんを抱っこしたことがない」は35%、「日の出や日の入りを見たことがない」は51%に及んでいる。

さらに、平成10年の中教審答申が家庭教育の充実への支援等について具体的に提言し、平成15年の同答申がその支援策を具体的に推進することを教育委員会に求めたことなどを受けて、全国都道府県教育長協議会は平成18年に家庭教育支援に関する全国調査を実施し、以下のような結果を発表した<sup>(15)</sup>。

まず、NPO等民間団体では85.1%、企業、事務所では77.1%が家庭の教育力が低下していると答えたが、前年度の調査でも、都道府県で97.9%、市区町村で87.7%が同様の認識を示しており、自治体並びに民間の共通の課題であることが浮き彫りになった。また、地域の教育力についても、NPO等民間団体の83.4%、企業・事業所の61.8%が低下していると答えた。

家庭の教育力が低下した理由については、前者では「親自身の体験活動の不足」「地域（住民）との関係の希薄化」「核家族化」が、後者では「学校への教育・しつけの依存」「親の過保護や過干渉」「地域（住民）との関係の希薄化」が上位を占めている。また、地域の教育力が低下した理由については、前者の99%、後者の93.2%が「地域における人間関係の希薄化」を挙げている。

家庭の教育力低下への危機意識に関する平成17年及び18年度の調査結果によれば、NPO等民間団体の57%、都道府県の57.5%が、「著しく低下している」と答えているのに対して、企業、事務所では34.7%、市区町村では20.3%になっている。

また、家庭の教育力の低下の理由についても、NPO等民間団体は「親自身の体験活動の不足」、企業、事務所と市区町村は「学校等への教育・しつけの依存」、都道府県は「地域（住民）との関係の希薄化」が最も多く、ここでも現状認識に差異が見られるが、それはそれぞれの立場や置かれた状況の違いによるものといえる。今後、連携を進めていくためには相互理解を深める必要がある。

また、46都道府県と17市区町における家庭教育支援に関する特色ある実践事例についての調査結果も発表<sup>(16)</sup>されているが、「親学」の視点から注目される事例を列挙してみよう。

<佐賀県の「親育ち支援講座」>

- 0歳～3歳の子どもを持つ保護者を対象

- 参加体験型の4回連続講座（1講座2時間）で、毎回「ミニ講義」「実践」「交流」「ふり返り（参加者同士の情報交換会）」を取り入れ、子育ての悩み、食育、睡眠など基本的な生活習慣、子育て情報の共有など今課題となっていることをテーマにする。
- <福島県の親育て子育てサポート事業「子育てサポーター養成研修会」>
- 教育庁と福祉部局、NPO法人とが連携し、中学二年生全員と高校の選択教科「保育と福祉」の受講者全員が参加した。
  - 「保育技術・演習」等をテーマに、演習の場として保育所や子育て支援センター等との交流が図られるように考慮した。
  - 市町村担当者及び県で養成した家庭教育インストラクターを中心として、地域の子育て支援関係者等と協力しながら運営し、研修修了後は、ジュニアサポーター・成人サポーターとして認定し、認定証を発行。
- <埼玉県の企業向け「家庭教育宅急便」>
- 県教育委員会が勤労者福祉課、子育て支援課などと連携し、「家庭教育支援ボランティア隊」の登録者の中から講師を選定し、30分から1時間、勤務時間終了後や昼休みなどに実施。
  - 企業の依頼に応じて、発達段階に応じた子どもとのかかわり方などについて、主に働く父親や母親、将来親になる方を対象に実施し、子育て支援に取り組み、成果を上げている企業を知事等が訪問したり、表彰、取組み内容のPRなどを行う。全国の多くの自治体で「子育て応援企業の登録」が始まっており<sup>(17)</sup>、企業社会に家庭生活・家庭教育を尊重する気風を持たせようとする取組みとして注目される。
- <香川県の父親の家庭教育参加支援事業>
- 父親の家庭教育参加啓発リーフレットを作成し、企業出前講座を開催したり、「おやじの会支援隊」を委嘱し、おやじの会立ち上げを計画している小・中学校や地域などに派遣し、おやじの会の意義や活動内容等について説明。
- <東京都品川区の「中高生のための体験学習講座」>
- 講座内容は事前学習会に加えて、1日目は実習と施設の概要説明。2日目と3日目は各8時間の保育園等での実習体験学習。4日目は実習のまとめ、意見交換会（専門家のアドバイスを受けながら感想等をまとめる学習）、体験談の発表。「親になるための学習」のモデルの一つとして注目される。
- <栃木県の親学習プログラム活用推進事業>
- 特に、学習の場に参加しない保護者へのアプローチを重視し、中高生も学習の対象としている点が注目される。
  - 参加型学習の手法を取り入れ、子どもの発達段階・課題に応じたプログラム。テキスト編・マニュアル編の二部構成で、指導者研修修了者を中心にモデル事業を展開。

## 7. 民間団体の「親学」の動向

次に、民間団体の「親学」の動向を見てみよう。イギリスのオックスフォード大学ケロッグ・カレッジのジェフェリー・トーマス学長が2001年の5大学学長会議で発言した、

「学校でも大学でも教えていないのは、親になるための方法だ。この親になる教育にもっと関心を向け、親としての自分を向上させることが大切である」という趣旨の問題提起に触発されて、同年3月にわが国に「親学会」(Society for Educating Parents=SEP)が発足した。

その設立趣旨には、「本会は、児童虐待、いじめ、不登校、学級崩壊、家庭内暴力が話題となる現在の社会の動向にかんがみ、子育ての原点に立ち返って、親子の絆を見直そうという趣旨から出発している」とあり、<目的>として、「親としてどのように子育てをすることが望ましいか、信頼しあえる親子関係をつくるには何が大切か、さらには、家族から社会へと人間関係をどのように築いていくべきか。また、個人としての生涯教育の問題を話し合い、学び合って、それぞれが一人の人間として成長していくこと」を掲げている。

この親学会が編集し、筆者が監修して、『親学のすすめ—胎児・乳幼児期の心の教育—』と『続・親学のすすめ—児童・思春期の心の教育—』(いずれもエロジール研究所)を出版したが、これは親学会が毎月開催している「親学講座」を中心にまとめたものである。筆者は前著(平成16年刊)では、『親学』の現代的意義—脳科学と男女共同参画の視点から<sup>(18)</sup>—と「父性・母性が『親学』の原点<sup>(19)</sup>」、後著(平成18年刊)では「脳科学に基づく子供とのかかわり方<sup>(20)</sup>」というテーマで執筆している。

平成17年には、PHP研究所の政策研究グループ「PHP教育政策研究会」が「活力ある教育の再生を目指して—学校・教師・親・教育委員会を元気にする提言—」を発表し、『親と教師が日本を変える』(PHP研究所)を出版した。この提言の中に、「学校を、地域の親や子どもが集い、親としての育ちを図る『親学の拠点』として活用できるよう施設、制度の整備を進める<sup>(21)</sup>」、「親の情報提供や指導、親と学校・教師の協力関係構築の支援を行う『親学アドバイザー』を育成し、各学校に配置する<sup>(22)</sup>」という「親学」に関わる提言が含まれていた。

この「親学」提言を具体化するために「PHP親学研究会」が発足し、60時間を越える議論を経て、『親学』の教科書—親が育つ 子どもが育つ—』『親学アドバイザーの手引き』(いずれもPHP研究所)を出版した。「親学」の基本理念、基礎理論、子どもの発達段階に応じた親へのアドバイスなどが明記されており、「親学」の全体像を示したものとして注目される。

この「親学」を全国に広げることを目指して、一昨年末に全国私立幼稚園連合会や日本保育協会などが発起人になり、日本医師会や日本小児科学会の会長らが代表委員に就任して発足した「親学推進協会」は、この2冊をテキストにして、全国各地で「親学アドバイザー養成講座」「親学アドバイザー認定講座」(いずれも1.5時間の8講座)を開催し、企業向けその他の各種講座、講演会も開催している。

前述した親学会編の二冊の単行本はいわば「親学」の入門書といえるが、「親学」理論を体系化する上で参考になるとと思われるのは、「日本の教育改革」有識者懇談会(民間教育臨調)が、家庭教育のあり方について、できるだけ具体的に、学問的な裏付けを持った指針を包括的に提示することを目的として共同研究に取組み、その成果を報告書としてまとめて出版した西澤潤一監修、林道義編『家庭教育の再生』(学事出版)である。

同報告書の特徴を列挙すると、①家庭教育のあり方について、科学的・学問的な研究を参照し、客観的な根拠を示しながら、その指針を提出した。②子どもの心身の発達における母性と父性の重要性について多方面より学問的考察を深めた。③子どもの年齢に即した配慮がなされるべきという立場に立ち、年齢ごとに与えられるべき配慮点を示した。④家庭教育をより良くするための環境整備、特に他の教育主体との連携、及び国のあるべき労働政策・福祉政策をも示した。⑤家庭教育における情操・感性教育を特に重視した、の五点である。

同報告書は、国や自治体は健全な家庭教育を可能にするためには、「育児に関する親の学習を援助する体制を早急に作る必要がある。」「親になる世代に、正しい育児の知識と心得を与える制度的な仕組みを作らなければならない。具体的には、親になるための親学の講習会を全国的に制度化することが望ましい<sup>(23)</sup>」「親の子育てが虐待など不適切な場合には社会が積極的に関与し、また学習や精神的経済的支援を積極的に行っていくことが絶対に必要<sup>(24)</sup>」と述べた上で、教育基本法に親が子育てを学習する義務を明記する必要があるとしている。

このたび改正された教育基本法には、親が子育てを学習する義務は明記されなかったが、第10条2項に「国及び地方公共団体は……保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記された。また、同条1項には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と明記されたので、同条によって親に教育の第一義的責任があるという「親学」の根本が確認され、実質的に「親の学習」の機会及び情報の提供を行う努力義務を国及び地方公共団体に課したといえる。

前述したように、中教審等において何度も家庭教育が教育の原点であることが強調されてきたにもかかわらず、家庭教育を支援し充実させる施策に本腰が入らなかったのは、従来の教育基本法では家庭教育は社会教育の一部として扱われ重視されてこなかったからである。その意味で第10条（家庭教育）が新設され、さらに第11条（幼児期の教育<sup>(25)</sup>）と第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力<sup>(26)</sup>）が新設されたことは、「親学」を推進する上で画期的意義を有するといえる。

## 8. 新幼稚園教育要領・保育所保育指針と今後の課題

アメリカの文明評論家のトフラーは、「人類の危機が到来するとするならば、核兵器や地雷などではなく、人々が家庭本来の尊い意義を喪失し、それに由来して、家庭が崩壊してしまう時であろう。」と指摘した。

このたびの教育基本法の改正に対応した小・中学校の学習指導要領の改訂においても、家庭と家庭に関する教育を重視し、家庭生活を大切にすることを育むとともに、家庭や家庭の役割の理解などの充実を図るよう求めている。

また、新幼稚園教育要領にも「家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること」「家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること」などが新たに盛り込まれた。

さらに、ガイドラインを示す厚生労働省の局長通知から大臣告示に格上げされた新保育所保育指針（案）の「保育所の役割」にも、「保護者に対する支援」が追加され、「保育の目標」にも「自立」や「保護者の援助に当たらなければならない」という文言が追加された。また、「保護者に対する保育に関する指導」が適切に行われるように職員の研修を行うよう求めている。これは児童福祉法の一部が改正され、同第18条の4項に「保育士とは……児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と規定されたことを受けたものといえる。

こうした改定の背景には、子供の生活環境の変化、家庭の教育力の低下という根本問題があり、子どもの発達段階に応じて愛着形成と愛着からの分離という二つの関わりが「自立の基盤」になることを明確に指導する必要がある。前者によって対人関係能力が、後者によって自立制御機能が育ち、この二つの能力が「人間力」の中核といえる。「三つ子の魂百まで」「しっかり抱いて、下に降ろして歩かせる」「教育の道は家庭の教えて芽を出し、学校の教えて花が咲き、世間の教えて実が成る」という日本の子育て文化の伝統を再評価・再発見する必要がある。

保育所と幼稚園を「親になるための学習」の拠点にし、学校も含めて「親としての学習」の拠点にしていく必要がある。埼玉県では就学時健康診断の際に小学校で「親としての学習」を推進しており、「一日保育士体験」を全県に広げていくことを検討している。親心を育み、わが子が集団の中でどのように関わっているか、しっかり観察してもらうことによって、子どもへの理解や関わり方を深めてもらうためである。

教育再生会議第二次報告は、教育委員会に「学校問題解決支援チーム（仮称）」を設けるよう提言している。埼玉県では「親等からの理不尽と思われる苦情や要求・要望」について、市町村教育委員会から提供された事例によって実態を把握し、これを受けて「保護者等からの様々な要求・要望への対策協議会」を設置し、具体的な「対応事例集」の作成や市町村への支援体制、教員に対する研修のあり方等について協議を進めている。

いじめと不登校は中学一年生で急増しており、この「中一ギャップ」を克服するためには、小・中の連携、保護者との連携を深める必要があり、小学一年生で急増している「学級崩壊」を解決するためには、小学校に入る前の幼児教育、家庭教育と小学校教育の教育方針の不連続という「小一問題」を解決し、保幼・小の連携、保護者との連携を深める必要がある。いずれも保護者との連携が最重要課題といえる。

今日の教育荒廃の根底には、食生活や睡眠障害などの生活習慣病、基本的な生活リズムの乱れ、学力や体力の土台が崩れているという新たな問題が生じているといわれる。これらが学力や体力にどのように影響しているかを検証、分析して課題を明らかにし、その課題を解決するための対策、指導計画を立てて、その有効性を検証する中長期的展望に立った取り組みが必要である。

朝食を食べるなどの基本的な生活習慣や生活リズムが確立した子どもの学力は高く、テレビゲームやインターネットを「まったくしない」「1時間ぐらい」の子どもは国語と算数のどの問題でも成績がトップで、「4時間以上する」子どもはどちらの成績も極端に低く、2時間を超えると成績にかなり影響が及ぶことが明らかになった。また、家庭でのコミュニケーションがある子どもほど学力が高く、自尊意識や規範意識の高い子どものほうが学

力が高いことも判明した。

山形県南陽市立赤湯小学校の「生活習慣・生活リズムの改善を目指す健康教育の実践」によって、①午前体温が高い児童ほど、学力と体力ともに安定している。②テレビやゲームの時間が長い児童ほど午前体温が低い。③起床時刻のばらつきが少ない児童ほど、朝食の摂取状況がよい。④テレビやゲームの時間の少ない児童ほどよく運動している。⑤就寝時刻が決まっている児童は、平日によく運動をしている、などが明らかになった。

同校は、「テレビやゲームの時間のとり方を自己管理できる能力を高める手立てが必要である」と考え、①毎日の生活で、元気に過ごすために心がけていることを発表し合う。②テレビやゲームのよい点、悪い点を考える。③テレビやゲームの体への影響（ゲームがもたらす脳への影響、テレビやゲームの時間と生活リズムの影響）を知り、気をつけることを考える。④自分の生活を見つめ、テレビやゲームの時間についてのめあてを立て、感想とともにHQ（人間性知性）Cシートに記入し、それをもとにめあてを持って生活する、などの指導を行ったところ、実態調査時は、4日間合計でテレビ・ゲームの時間が平均8時間42分だったが、6時間11分に減少し、81%の児童に改善が見られたという。

また、山形県内の300校を超える小学校のアンケート調査によって、食に関する指導が児童の体格・体力に好ましい影響を与えていることも、昨年11月24日に開催された日本健康行動科学会の学術大会<sup>(27)</sup>における共同研究発表（山形大学医学部・地域教育文化学部・山形県教育庁スポーツ保健課の有志による）によって明らかになっている。

脳科学の科学的根拠に基づく指導を取り入れることによって、食生活などの生活習慣や生活リズムの改善を行い、学力や体力の向上に目に見える成果を上げていることは注目に値する。こうした脳科学に基づく健康教育の実践成果は、教育に無関心な親にも食生活などの基本的な生活習慣や睡眠などの生活リズムの重要性に気付かせる大きな説得力を持つ。

何を子どもに教えるべきかという「教」の視点に立てば、イデオロギーが対立するが、何が子どもの成長、発達を保障し、子どもの心や脳を育むのかという「育」の視点に立てば、対立を乗り越えることができる。教育再生会議や文部科学省が重視する脳科学などの科学的知見に基づく子育て情報を体系的に整理し系統立て、いかに多くの親にその情報を提供していくかが今後の最大の課題といえよう。

脳科学に基づく科学的知見の重要なポイントは、①脳の基礎は5～6歳までに9割近くつくられる。②「三つ子の魂、百まで」ということわざは脳科学によって証明されている。③5歳位までに情動の原型が形成される。④対人関係能力、社会的適応能力の育成のためには、適切な「愛着」形成が重要である。⑤思考・創造・判断を司る前頭連合野の感受性期（臨界期）は8歳位がピークで20歳位まで続く。⑥一生に一度しか訪れない臨界期は脳の機能によって異なるが、基本的には5～6歳である。⑦テレビ・ビデオを長時間見せると、言葉の発達が遅れる危険性がある、などである。詳しくは、脳科学と子育て研究会『6歳までにわが子の脳を育てる90の方法』（講談社）、國米欣明『その子育ては科学的に間違っています』（三一書房）、感性・脳科学教育研究会『第1回～第7回公開セミナー報告書』を参照されたい。

## 注

- (1) 親学会編, 高橋史朗監修『親学のすすめ—胎児・乳幼児期の心の教育—』モラロジー研究所, 平成16年, 323—325頁
- (2) 第15期青少年問題審議答申『『戦後』を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—』平成11年7月22日 2頁
- (3) 同 9—10頁
- (4) 同 41頁
- (5) 同 3—4頁
- (6) 同 4—5頁
- (7) 同 5—6頁
- (8) 同 7—11頁
- (9) 同 15—16頁
- (10) 清家篤・岩村正彦編『子育て支援策の論点』社会経済生産性本部・生産性労働情報センター, 平成14年, 99頁
- (11) 教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を一公教育再生に向けた更なる一歩と『教育新時代』のための基盤の再構築—」平成19年6月1日, 7頁
- (12) 同18—21頁
- (13) 教育再生会議第三次報告「社会総がかりで教育再生を一学校, 家庭, 地域, 企業, 団体, メディア, 行政が一体となって, 全ての子供のために公教育を再生する—」平成19年12月25日, 17頁
- (14) 拙著『親が育てば子供は育つ—脳科学が後押しする親学のすすめ—』MOKU出版, 平成19年, 122—123頁
- (15) 全国都道府県教育長協議会第2部会・平成18年度研究報告NO.2「これからの家庭教育支援の在り方について—一次代を担う子どもたちを豊かに育てるための多様で具体的な推進方策について—」平成19年3月
- (16) 同(別冊)第2部 平成17・18年度調査の実践事例(調査票1)平成19年3月
- (17) 島田晴雄・渥美由喜『少子化克服への最終処方箋』ダイヤモンド社, 平成19年, 参照.
- (18) 親学会編, 高橋史朗監修『親学のすすめ—胎児・乳幼児期の心の教育—』モラロジー研究所, 平成16年, 295—326頁
- (19) 同 247—292頁
- (20) 親学会編, 高橋史朗監修『続・親学のすすめ—児童・思春期の心の教育—』モラロジー研究所, 平成18年, 17—62頁
- (21) PHP教育政策研究会編『親と教師が日本を変える—一人ひとりの教育再興—』PHP研究所, 平成18年, 31頁. 参照. 学校を親が自らを見つめ直すとともに, 子どもの発達段階に応じたかかわり方を脳科学の最新の研究成果に学びつつ, 地域と学校の良い関係づくりの場として積極的に活用するよう提言。
- (22) 同 32頁. 参照. 親に対して, 各家庭での親の躰や教育課題, 睡眠や食事などの生活習慣等に関する情報提供, 指導, あるいは親自身の育成を目的とした研修会の開催,

運営を独自に行う「親学アドバイザー」には、子育て、教育に関する見識に加え、カウンセラーの素養を備えた適切な人材を育成、登用するよう提言。

- (23) 西澤潤一監修，林道義編『家庭教育の再生』学事出版，平成17年，32頁
- (24) 同 35頁
- (25) 教育基本法第11条（幼児期の教育）「幼児期の教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ，国及び地方公共団体は，幼児期の健やかな成長に質する良好な環境の整備その他適当な方法によって，その振興に努めなければならない。」
- (26) 同 第13条（学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力）「学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする。」
- (27) 本学術大会で筆者は「脳科学に基づく親学」というテーマで公開特別講演を行い，その後に行われた公開シンポジウム「いま，子供達が危ない。家庭からの教育再興プロジェクト」では，山形大学の結城章夫学長が「教育基本法改正のねらい」，東邦大学の有田秀穂教授が「キレル脳，引きこもる脳」，日本大学の森昭雄教授が「メディアと脳」，山形大学の宮崎昭教授が「発達障害児のペアレントトレーニング（親の学習会）」について発表した。特に，発達障害児・者の親の会で毎月開催している「親の学習会（ペアレントトレーニング）」で，応用行動分析の考え方による子どもの行動の見方と対処法として，①「もっと増やしたい行動」をほめる方法②「してほしくない行動」に注目しない方法③「許しがたい行動」を簡潔に止める方法④親自身が落ち着く方法，を学ぶことによって，親子関係が改善している点は注目に値する。このような発達障害児・者の親を支援する「親学プログラム」の更なる開発，充実とそれを全国に広げていく指導者の養成が求められている。
- (28) 國米欣明『その子育ては科学的に間違っています』三一書房，平成19年，186頁